

保護者の皆様へ

学校と家庭・地域との より良好な関係づくりに係る ガイドライン

学校・家庭・地域は、生徒を支える
大切なパートナーです

本校では、「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」の趣旨を踏まえ、家庭・地域とのより良い関係づくりを進めてまいります。

学校と家庭・地域が互いに尊重し、協力し合うことで、生徒の健やかな成長と学びを支えてまいります。



気になることやお困りのことがありましたら、
気軽にご相談ください

学習や成績、人間関係、不登校、進路・進学、
学校生活に関するご要望、特別な支援に関する
ことなど、さまざまなご相談に、学校として
丁寧に対応します。



3つの基本方針

1

学校と家庭・地域は、生徒の成長を第一に考え、
生徒の意向を大切にします。



2

学校と家庭・地域は、生徒の学校生活に関する
課題について相互理解を深め、丁寧なコミュニ
ケーションを図る。



3

学校と家庭・地域は、生徒を育成する上で、
互いに尊重し合い、それぞれの役割を踏まえて
連携・協働する。



教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

- 多くの事案が対話によって解決される一方、社会通念上相当な範囲を超える言動により、教育活動や学校運営に支障が生じる場合もあります。
- そのような事案に学校として組織的に対応できるよう、基本的なルールを定めました。
- 保護者等の皆様には、以下の事項をご一読いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。



教職員との連絡・面談等のルール

- 1 学校へのご連絡は、原則として教職員の勤務時間内に、要点をまとめてお願いいたします。
- 2 面談等は、教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時に行うことを原則とします。面談は平日の放課後に行い、30分程度を目安とします(状況に応じて60分程度まで)。
- 3 複数の教職員で対応することを基本とし、ご相談の内容は校内で共有した上で、組織的に対応します。
- 4 必要に応じて、学校法人の担当者や顧問弁護士等の専門家が同席し、説明や対応を行うことがあります。また、面談内容を正確に記録するため、事前にお知らせした上で録音させていただくことがあります。
- 5 ご意見・ご要望をいただいた場合でも、学校では対応できないことや、他の専門機関等による対応が望ましい場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 6 長時間にわたる電話や、同一内容の繰り返し・頻繁なご連絡については、対応をお断りすることがあります。
- 7 不当または違法な行為が認められた場合は、直ちに面談等を中止し、校内からの退去を求めるほか、必要に応じて警察へ通報することがあります。



以下のような社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や、合理性を欠く不当・過剰な要求はお控えくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、保護者や地域の皆様からの正当なご相談、ご意見、ご要望を制限するものではありません。

<家庭から>

- 教育活動(授業内容、宿題の量、成績等)の細部に対する過剰な干渉や要求
- 声を荒げて執拗に責め立て、威圧的に自らの要求を主張する行為
- 業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話
- 何度も電話をかけて要求を繰り返すことや、家庭訪問を繰り返し求めること
- 多数の項目にわたる質問への書面回答等の要求
- 校内の様子を許可なく撮影する行為
- 学校の敷地、施設・備品等についての不当な貸出しの要求や無断使用
- 生徒や教職員の個人情報の開示を求める行為
- 土下座を求める行為
- 過度な謝罪の要求
- 評定・成績・調査書の記載内容に関する不当な変更要求
- 担任の変更や、教職員の異動・辞任を執拗に求める行為
- 公平性を著しく欠く特別扱いの要求
- 根拠なく、教職員個人に損害賠償や慰謝料を求める行為など

<地域から>

- 休み時間・学校行事・部活動等の音に対する過剰な苦情や、活動中止の要求
- 生徒の公園等での過ごし方など、学校の管理下でない事柄に関する苦情や対応の要求
- 学校の敷地や施設・備品等の過剰な貸出しの要求や無断使用
- 生徒や教職員の個人情報の開示を求める行為など

より良い学校づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ご不明な点がありましたら、どうぞ気軽に本校までお問い合わせください。

